

風倒木被害の補助

昨年の10月6・7日の低気圧により、海岸部の森林では根返りなどの大きな被害が出ています。

このような被害の復旧をする際には、下記の補助事業を利用することができますので市農林課または県石巻地方振興事務所林業振興部までご相談ください。

被害の程度	復旧の方法	対象林齢	事業内容
70%以上の立木が根返りなどの被害を受けた森林	再造林	特に林齢の制限はなし	<ul style="list-style-type: none"> 皆伐・地拵えの後、植栽を行う。 ※植栽しない場合は補助対象になりません 参考補助金額：風倒木の処理とスギ3,000本植栽の場合1ha当たり62万8千円
40～70%の立木が根返りなどの被害を受けた森林	複層林化 (被害木などを伐採して、健全木の間に植栽(育成)を行う)	16～60年生	<ul style="list-style-type: none"> 風倒木の処理および下層木の植栽を行う。 植栽を行うことが条件となります。植栽を行わない場合でも、天然更新による雑木類の下木育成が可能な場合は補助の対象となります。 伐採後10年間は皆伐しないことが条件となります。 森林施業計画に計画を明記することが必要です。 参考補助金額：抜き伐り50年生、伐採率40%、搬出有り(100m未満)および天然更新の場合1ha当たり28万7千円
50%以下の立木が根返りなどの被害を受けた森林	間伐 (健全木を育成するため被害木などの伐採を行う)	16～30年生	<ul style="list-style-type: none"> 伐採率20%以上の間伐を行う。 地域森林計画で機能の高い森林に指定されている箇所は35年生まで可能です。 参考補助金額：25年生、伐採率30%、搬出しない場合1ha当たり14万8千円
	特定間伐 (健全木を育成するため被害木などの伐採を行い、利用できる材を搬出する)	26～45年生	<ul style="list-style-type: none"> 伐採率20%以上の間伐を行う。 伐採木の搬出は不良木を除く概ね80%以上を搬出することが条件です。不良木が多く搬出率が80%以下の場合は場合は切り捨て間伐の補助額となります。 参考補助金額：40年生、伐採率30%、搬出有り(100m未満)の場合1ha当たり22万7千円
	機能増進保育(抜き伐り)	31～60年生	<ul style="list-style-type: none"> 伐採率20%以上(46年生以上は30%以下)の抜き伐りを行う。 水土保全林で機能の高い森林に指定されていることが条件です。 森林施業計画に長伐期の計画が明記されていることが必要です。 参考補助金額：50年生、伐採率30%、搬出有り(100m未満)の場合1ha当たり23万6千円

※補助金額はあくまでも参考ですので林齢など条件により異なります。

☎ 県石巻地方振興事務所林業振興部 ☎ 95-1436 市農林課 (内線284)

木造住宅耐震の助成事業

●『木造住宅耐震診断』助成事業

建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うもので、県知事が養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

次の条件を全て満たすものとします。

建 物

在来軸組構法による木造の個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造が丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や、用途がアパート、長屋は対象外となります)

規 模 3階建て以下

建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

費用負担 延べ面積により負担額が異なります

(例)延べ面積200㎡以下の場合 8,000円

調査日 診断士と調整し、文書により通知します。

申込期限 12月21日(金)

予定募集戸数 100戸

●『木造住宅耐震改修工事』助成事業

石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業に基づき、耐震改修工事などを希望する方に補助金を交付し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

先に実施した改修計画等助成事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評点が1.0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または、建て替え工事を実施する住宅。

※申し込みの際は、対象建築物であることが確認できる書類(耐震診断結果報告書、耐震改修計画書)および印かんをご持参ください。

補助金額

- 耐震化工事に要する費用の9分の4以内(限度額40万円)
- 避難弱者住宅(※)の耐震化工事に要する費用の6分の1以内(限度額15万円)

※65歳以上の方が居住する住宅、身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方が居住する住宅、要介護認定を受けた方が居住する住宅など。

申込期限 12月21日(金)

予定募集戸数 50戸

☎ 建築指導課(内線541・542・543)

企業誘致助成金制度

市では、産業の振興と雇用の拡大を図るため、工場や事業所などの施設を建設した場合、その要件により、助成金を交付しています。

助成内容	対象企業者	業種	地域	区分
<p>〈企業立地助成金〉 対象経費：投下固定資産に課せられた固定資産税 助成額：固定資産税額と同額 限度額：なし 交付期間：5年間 ※資本金300億円を超える企業立地助成金の額は、当該増設に係る固定資産税額の3分の1以内、年間5,000万円を限度額とする。</p> <p>〈水道料金助成金〉 対象経費：特定地域(工業専用地域)に新設などを行った後、営業用に供した上水道料金 助成額：上水道料金の30%相当額 限度額：500万円(年間) 交付期間：5年間 〈緑化推進助成金〉 対象経費：事業所などの敷地3,000㎡以上で10%以上の緑化に要した経費 助成額：緑化経費の30%相当額 限度額：500万円(年間) 交付期間：1回限り</p>	<p>①新設の場合 投下固定資産額 5千万円以上</p> <p>②増設の場合 投下固定資産額 2千万円以上</p> <p>③移設の場合 投下固定資産額 3千万円以上</p>	<p>●拠点法に規定する産業業務施設、その他これに類する施設</p>	石巻トウモロコシビジネスタウン	拠点地区
	<p>①新設の場合 ●大企業 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 25人以上 (うち新規10人以上)</p> <p>●中小企業 投下固定資産額 5千万円以上 常用従業員 10人以上 (うち新規5人以上)</p> <p>②増設の場合 ●大企業 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 10人以上</p> <p>●中小企業 投下固定資産額 2千万円以上 常用従業員 5人以上</p> <p>③移設の場合 ●中小企業 投下固定資産額 3千万円以上 常用従業員 5人以上</p>	<p>●製造業・情報サービス業・倉庫業・道路運送業 ●旅館およびホテル ●博物館・美術館・動物園・植物園・水族館 ●自然科学研究所・遊園地(テーマパークを除く) ●自動車整備業・機械修理業 ●電気機械器具修理業</p>	市内全域(石巻トウモロコシビジネスタウンを除く)	拠点地区以外

申請時期 事業所などの業務を開始する日の30日前まで
申請・問 企業立地推進課 (内線619)

平成19年度第2回 「結婚相談事業」

「結婚相談事業」は、結婚を強く希望する独身の男女および子どもの幸せを望む親を対象に、専門相談員によるカウンセリングを行い、良きパートナーとの出会いや幸せな結婚生活を送るためのアドバイスを受けるものです。

と き 8月31日(金)
 午前10時～午後3時

ところ 石巻文化センター

対象 市内在住の方

相談内容 結婚全般(出会い、初婚・再婚など)

主催 石巻市・みやぎ青年交流推進センター

相談料 無料

定員 10人(先着)

※相談者のプライバシーは厳守します。

※電話にて申し込みください。
申請・問 総合政策課 (内線493・494)



危険ブロック塀等除却事業

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用の一定額を助成します。

また、除却跡地にブロック塀やコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合にも、設置費の一部を助成します。

■除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の塀並びに門柱の除却費用です。

- 道路に面しているブロック塀など
- 道路の高さから1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの
- 当市が行ったブロック塀等実態調査においてA判定以外もの
- 除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること

■補助金額

1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額(限度額15万円)

■フェンス等設置補助対象

除却跡地にコンクリートブロック造およびコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

- 生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの
- フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎を設置するなどして適切に固定できるもの

補助金額

- 補助率 設置費用の1/3以内
- 限度額 除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円(最大25m)のいずれか低い額

申込期限 12月21日(金)



問 建築指導課(内線541・542・543)